



議案第 十一号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の
特別に関する条例の廃止について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の
特別に関する条例を廃止することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第
六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年三月十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十四年参月露式日

原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例
の特例に關する条例を廃止する条例

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に關する
条例（昭和三十八年三朝町条例第二十八号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。